



平成 29 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ イ タ カ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 奥 山 吉 昭  
(コード番号 4465 東証第一部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 佐 古 晴 彦  
TEL : 06-6391-3266

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 8 月 25 日開催予定の第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

定時株主総会の招集の時期及びその基準日について、以下の理由により定款第 12 条及び第 13 条の一部を変更し、毎事業年度終了後 4 ヶ月以内に定時株主総会を開催することといたしたいと存じます。

- (1) 猛暑の時期の株主総会開催を避けることにより、会場にお越しになる株主様の熱中症等のリスクを低減するため。
- (2) 定時株主総会の開催日を柔軟に設定することにより、株主様との建設的な対話を促進するため。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第 3 章 株主総会 (招集) 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 <u>3</u> ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第 13 条 当会社は、 <u>毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</u> ② (条文省略)	第 3 章 株主総会 (招集) 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 <u>4</u> ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第 13 条 当会社 <u>の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u> ② (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 29 年 8 月 25 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 29 年 8 月 25 日

以 上